



水島協同病院 だより

[病院理念] いつでも、だれもが、安心してかかる医療を追求します。

No.329

2021. 12月号



水協のホーム
ページもご覧
ください

<http://www.mizukyo.jp>



▲プライバシーに配慮した部屋で相談にのります

無料低額診療事業とは、医療が必要であるにもかかわらず、経済的な理由により医療費の支払いが困難な方に対して、病院が、医療費の自己負担を免除する制度です。水島協同病院では2019年からこの事業に取り組んでいます。2019年に7名、2020年に13名の方に、この事業を適用しました。SDH（健康の社会的決定要因）という言葉をご存知でしょうか？健康は社会的要因に決定づけられているという考え方です。貧困はその最大要因の一つです。貧困が健康を阻害していることについて、さまざまな報告が出されています。無保険や自己負担が払えないといった状況が、医療機関へ行くことをためらわせ、結果として病状を

悪化させることは、容易に想像できます。医療相談室に持ち込まれる相談でも「お金がない」「受診ができない」「入院費が心配で入院できない」という話しをお聞き



水島協同病院では無料・低額診療事業を行っています。
(医療福祉相談室)
森田千賀子)

無料低額 診療事業



水島協同病院地域連携・患者サポートセンターに無料低額診療についてのリーフレットがあります。気軽にお声かけ下さい。



Q1
どのような方が対象になりますか？
・通院および入院で治療が必要な方で、①ホームレス状態、DV被害者、外国人などで、無保険であり、かつ生活困窮の状態にある方。②受療時点の世帯収入が、生活扶助基準を若干上回る(概ね130%)収入以下で、医療費の支払いが困難な方。

Q2
免除の範囲は？
・診療費(入院・外来)の自己負担額、入院中の食事療養費、設備利用料を全額免除します。

Q3
適用期間はいつまでですか？
・申請から翌月末まで。
6ヶ月を限度に1ヶ月単位で延長ができます。

Q4
手続きに必要な物は何ですか？
・世帯収入の状況を確認するため、収入状況を証明できる書類の提出が必要です。

Q5
どこで相談できますか？
・水島協同病院医療福祉相談室にご相談ください。

10月より水島協同病院に着任しました木田貴弘と申します。初期研修は徳島で行い、卒後3年目から倉敷中央病院内科プログラムに所属しております。新しい環境に早く慣れ、水島エリアの医療に貢献できるよう精進して参ります。どうぞよろしくお願ひいします。



新しい
専攻医のご紹介